

伊賀市にぎわい忍者回廊整備（忍者体験施設等整備）に関するPFI事業 募集要項等の訂正について

訂正箇所	正	誤	訂正日
<p>募集要項 P.12 （2）応募事業者の構成員における参加資格要件</p>	<p>キ)建設及び改修業務を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可（<u>土木一式工事及び建築一式工事</u>に限る。<u>ただし、市内事業者は建築一式工事のみでも可とする。</u>）を受けていること。伊賀市外の者については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における<u>土木一式工事</u>または<u>建築一式工事</u>の総合評定値の<u>いずれか</u>が1000点以上の者であること。</p>	<p>キ)建設及び改修業務を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可（<u>土木一式</u>に限る。）を受けていること。伊賀市外の者については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における<u>土木一式工事</u>の総合評定値が1000点以上の者であること。</p>	<p>2021.10.19</p>